

掛川市告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年4月20日から2週間掛川市維持管理課において一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

掛川市長 松井三郎

路線番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
5126	大和田橋南線	大和田字四ノ坪601-1地先 大和田字赤ナギ990-2地先	平成24年4月23日